

## 浜松市における給水管工に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市上下水道部（以下「上下水道部」という。）が施行する口径50ミリメートル以下の配水管及び給水管工事を行う給水管工について必要な事項を定め、適正な工事を施行し、水道水の安全を確保することを目的とする。

### (工事の施行)

第2条 上下水道部から口径50ミリメートル以下の配水管及び給水管工事を請け負った者（以下「請負人」という。）が工事を施行する場合は、次の各号に定める者を給水管工とし、又は「浜松市における配水管工に関する要綱」に規定する配水管工を当該工事に従事させるものとする。

- (1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「促進法」という。）第44条に規定する技能検定に配管の職種で合格した者
- (2) 促進法第24条第1項に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練の配管科の課程を修了した者
- (3) 前号に掲げる者に準じ、浜松市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認める者として次の要件を満たす者
  - ア 財団法人給水工事技術振興財団による給水装置工事配管技能者に認定された者
  - イ 促進法第16条に規定する公共職業訓練の配管科の課程を修了した者
  - ウ 管理者が承認した分水栓穿孔・配管試験等で配管技術を有すると認める者
  - エ 漏水修繕工事等において熟練した配管技術を有すると認める者

2 請負人は、第1条に規定する工事を施行する場合は、あらかじめ給水管工届（水道工事共通仕様書、様式3）を管理者に提出しなければならない。尚、第1条に規定する工事と口径75ミリメートル以上の配水管工事と混在する工事においては、配水管工届のみの提出とする。

### (承認審査)

第3条 前条第1項第3号ウ及びエに規定する者の給水管工としての承認審査は、浜松市上下水道部水道技術管理者が指定する者で組織する審査委員会により行う。

### (審査の手續)

第4条 第3条に規定する承認審査を受けようとする者は、給水管工承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 配管業務に関する経歴書
- (2) 自動車運転免許証又は顔写真が添付された身分証明証の写し
- (3) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める書類

### (登録)

第5条 第3条に規定する承認審査により給水管工の承認を得た者は、給水管工承認者名簿に

登録される。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、施行に関して必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

(第1号様式)

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

所属会社 所在地  
名 称

印

### 給水管工承認申請書

下記の者について給水管工としての承認を得たいので、関係書類添付の上申請致します。

#### 記

- 1 申請者氏名 \_\_\_\_\_ ( )  
\* 協力会社員の場合は、( ) 内に協力会社名を記入する。
- 2 管理者が承認した分水栓穿孔・配管試験等の会場と合格日  
会 場  
試験日 平成 年 月 日
- 3 配管業務に関する経歴書
- 4 身分証明証 (運転免許証等の顔写真があるもの) の写し
- 5 その他 (自宅電話番号)